

第 15 警報設備（危政令第 21 条）

1 自動火災報知設備

危省令第 38 条第 2 項によるほか、自動火災報知設備の細目は、次のとおりとする。（平元. 3. 22 消防危第 24 号通知）

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第 23 条第 4 項から第 8 項までの規定の例によること。
- (2) (1)に定めるもののほか、施行規則第 24 条及び第 24 条の 2 の規定の例によること。

2 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第 24 条第 4 項及び施行規則第 25 条の 2 第 2 項の基準の例により設けること。